

2025年度 運輸安全(労働安全衛生)管理方針

【運輸安全マネジメント:労働安全衛生マネジメント】

信越定期自動車株式会社

2025年4月1日 ~ 2026年3月31日

基本方針

輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要である旨の意識を徹底すると共に、安全目標を設定し、輸送の安全の継続的向上を図ります。



- 運輸安全マネジメント（PDCAサイクル）を確実に推進し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって輸送の安全向上に努める
- KY・ヒヤリハット活動と5S活動の定着によりリスクアセスメント取組みを強化する
- 関係法令、安全管理規定を遵守し、輸送の安全を確保する
- 労働時間の適正管理と健康管理でストレスのない明るい職場環境の確立

目 標

【安 全】 人身事故0件 有責事故5件 以内
【衛 生】 健康診断100% 受診 労災事故0件

スローガン

【安 全】 職場5Sの徹底とルールの遵守で 事故・災害ゼロを達成しよう！
【衛 生】 生活習慣の改善と健診チェックで 健康で明るい職場をつくろう！

社 内 周 知 方 法

- ・「安全衛生管理方針」を社内に掲示し従業員に周知徹底します
- ・社内教育講習会等で周知指導を行います

社内情報交換方法

- ・「安全衛生委員会」を毎月1回開催し委員との協議を行います
- ・「職場安全衛生推進会議」を開催し意見交換を行います

前 年 実 績	発生件数 2024年4月 ~ 2025年3月	主な原因と特徴	今 年 実 績	発生件数 2025年4月 ~ 2025年12月	原因と反省事項、と改善方法
	■ 自動車事故 * 人身事故 1件 * 有責事故 7件 □ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件 ■ 労働災害 * 休 業 1件 * 不 休 5件	追突加害事故1件 追突1件、内輪差3件、バック1件、フォークリフト2件 なし		■ 自動車事故 * 人身事故 1件 * 有責事故 5件 □ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件 ■ 労働災害 * 休 業 0件 * 不 休 2件	高速道路接触事故 相手車打ち軽傷人身事故 再発防止教育実施 ふらつき2件、バック1件、フォークリフト2件 再発防止教育実施 なし 雪下ろし壁落1件、つまずき足首捻挫1件 いずれも軽度労災事故 再発防止教育実施

安全衛生推進計画 ※取り組み状況等により改善措置等必要な対策を立てた時は計画の見直しを行います

重 点 施 策	具 体 的 取 り 組 み 事 項	推 進 者	実 行 計 画														
			4	5	6	7	8	9	上 期 評 価	10	11	12	1	2	3	下 期 評 価	
安全衛生共通	1. 安全衛生管理方針・推進計画の作成	2025年度安全衛生管理方針	衛生管理者	◎						◎						○	
	2. 安全衛生委員会の開催	本社、長野支店、運行部 毎月1回	協議会事務局	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
	3. 職場安全衛生推進会議	各店所 1年に1回以上	安全衛生推進者	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	
安全（交通事故・労働災害）	1. 交通事故防止	①乗務前・乗務後 点呼の完全実施 ②ヒヤリハット事例の取組み報告 ③交通危険予知動画研修 ④運転記録証明書取得による指導	運行管理者 交通安全管理 交通安全管理 運行管理者	●					→	○	●					→	
	2. 荷役作業災害防止	①ヒヤリハット事例の取組み報告 ②災害事例研究と動画研修	荷役災害担当 荷役災害担当	○	○	●	○	○	○	×	○	○	○	○	◎	○	
	3. リスクアセスメントによる作業手順書の作成と見直し	①リスクアセスメント研修 ②新規作業手順書の作成と現行手順書の見直し ③フォークリフト作業計画書の作成と見直し	衛生管理者 衛生管理者 衛生管理者		○					○	○					○	
	4. 安全衛生教育の実施	①運転者に対する指導・監督教育(国土交通省告示第1366号) ②特定運転者に対する特別指導 初任 随時 ③特定運転者に対する特別指導 高齢者 随時 ④交通労災防止 担当管理者講習の受講 ④荷役災害防止 担当者講習の受講 ⑤作業指揮者講習の受講 ⑥フォークリフト従事者に対する講習の受講	運行管理者 運行管理者 交通安全管理 荷役災害担当 荷役災害担当 荷役災害担当	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	
衛 生	1. 健康管理と過重労働・メンタルヘルス対策の推進	①健康診断の全従業員完全実施(特定業務従事者は年2回含む) ②健診結果に基づくフォロー指導 ③過重労働の点検とメンタルヘルスチェック	安衛推進者 安衛推進者 安衛推進者	◎						◎	○				○		
	2. 快適職場に向けた環境の改善	①職場安全パトロールによる不適事項の把握と改善	安全品質課		○		○		○	○	○				○		
強化運動・行事等	あらゆる災害防止の安全パトロール活動 春、夏、秋、年末の全国交通安全運動 全国安全週間(7. 1～7) 全国労働衛生週間(10. 1～7) 夏期・年末・年始労働災害防止強調運動	全従業員の安全衛生意識の高揚のための安全パトロール 主旨の徹底(朝礼時)と指導 全従業員の安全衛生意識の高揚・特別安全朝礼 労災防止の研修会開催 「職場の自主点検表」による自主点検と職場の巡回パトロール	安全品質課 事務局 事務局 事務局 安全品質課	○		○	○	○	○	△	○	○	○			○	

2025年度目標達成状況 ※今年度の目標達成状況を分析し、次年度の「目標・推進計画」に反映させ、計画的かつ継続的に取り組みを行います

	目 標	結果と目標達成状況	今年度目標結果の評価	
			未達成	達成
【安 全】	人身事故0件	人身事故1件	未達成	相手むち打ち程度の軽傷人身事故が発生してしまった。
	有責事故5件	有責事故5件	未達成	目標有責事故件数より増えてしまった。
【衛 生】	健康診断100% 受診	健康診断100% 受診	達成	健康診断は100%受診出来た
	労災事故0件	労災事故2件	未達成	捻挫程度の軽度労災事故が発生した。

安全管理規程

信越定期自動車株式会社

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

- (目的)
- 第 一 条 この規程（以下「本規程」という）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第十六条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。
- (適用の範囲)
- 第 二 条 本規程は、当社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

- (輸送の安全に関する基本的な方針)
- 第 三 条 1 社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全確保は、企業の社会的責任を全うするのみならず、最大の顧客満足と捉え、全社員が一丸となって輸送の安全活動に取り組む。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。
- また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

- (輸送の安全に関する重点施策)
- 第 四 条 1 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
 - 三 輸送の安全確保に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること
- 2 持株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全を阻害するような行為を行わない。
- 更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

- (輸送の安全に関する目標)
- 第 五 条 第三条に掲げる方針に基づき目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

- 第 六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

- 第 七条
- 1 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
 - 2 経営トップは、輸送の安全確保に関し予算の確保・体制の構築等、必要な措置を講じる。
 - 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。

(社内組織)

- 第 八条
- 1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統括を適確に行なう。
 - 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
 - 2 本部長、統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長・所長を統括し、指導監督を行なう。
 - 3 支店長・所長は、本部長・統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店・営業所内を統括し、指導監督を行なう。
 - 4 前条の他、輸送の安全の確保の現場改善手法として小集団活動を採用し、「労使無事故対策協議会」がその任に当たる。
 - 5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在の場合や重大な事故及び災害等に対応する場合も含め別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第 九条
- 1 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の六に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
 - 2 安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障、その他の止むを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行なうことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第 十条
- 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制の確立を維持すること。
 - 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - 五 輸送の安全の確保の状況について定期的にかつ必要に応じて、随時内部監査を行ない、経営トップに報告すること。

- 六 経営トップ等に対し輸送の安全の確保に関し必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適切に行なわれるよう運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理者が適切に行なわれるよう運行管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行なうこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行なうこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行なうことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。
また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠匿したりせず直に関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故・災害に関する報告連絡体制）

第十三条 1 事故・災害が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行なう。
4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行なう。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 1 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 1 安全統括管理者から、事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果、改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度な安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条 1 毎年度、次の各号について外部に対して公表を行なう。
- 一 輸送の安全に関する基本的な方針。
 - 二 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況。
 - 三 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計。
 - 四 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統。
 - 五 事故・災害等に関する報告連絡体制。
 - 六 輸送の安全に関する重点施策及び計画。
 - 七 輸送の安全に関する教育及び研修の計画。
 - 八 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容。
 - 九 輸送の安全に関する予算等実績額。
 - 十 安全統括管理者に関する情報、安全管理規程。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

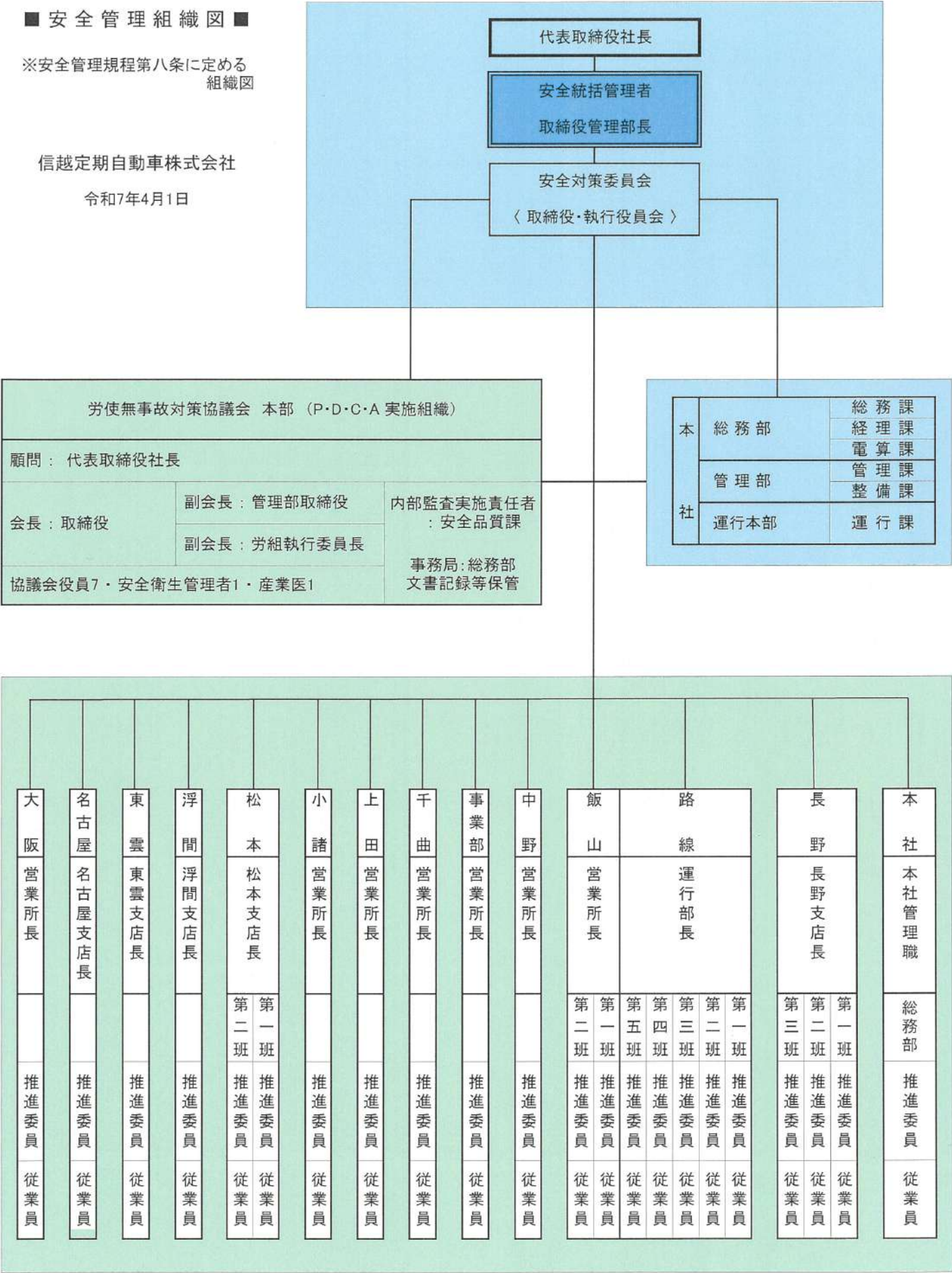
(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行なう。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報とその他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存は、総務部で行い保存期間は3年とする。

■ 安全管理組織図 ■

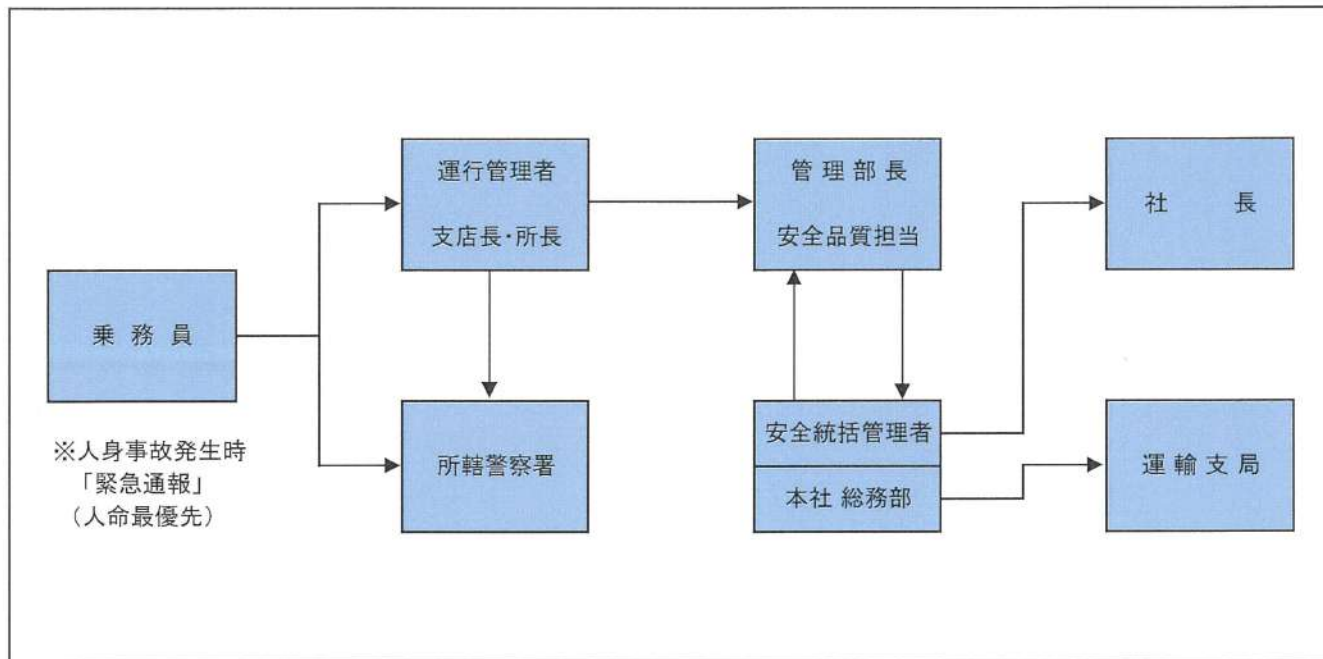
※安全管理規程第八条に定める
組織図

信越定期自動車株式会社
令和7年4月1日



■ 事故・災害に関する連絡体制 ■

※安全管理規程第十三条に定める連絡体制



安全衛生管理方針

1. 基本方針

当社は、すべての従業員の安全と健康を最優先とし、労働災害および交通事故の防止を企業活動の最重要課題とする。

「安全は全てに優先する」との認識のもと、安全衛生管理体制を確立し、継続的な改善を図る。

2. 目標

- ・重大事故（死亡・重大災害）ゼロの継続
- ・交通事故の前年対比 20%削減
- ・労働災害ゼロの達成
- ・ヒヤリハット報告の促進（報告数前年比 10%増）

3. 重点実施事項

(1) 安全運行の徹底

- ・点呼の確実な実施（自動点呼により）
- ・運転前後の車両点検の励行
- ・速度遵守・危険予測運転・ながら運転防止
- ・過積載の防止、適正な積付け・固縛の徹底

(2) 荷役・構内作業の安全確保

- ・フォークリフト作業の作業手順書の遵守
- ・荷物取り扱い時の確認動作の徹底
- ・パレット・ラック・台車など設備の点検強化
- ・動画教育・危険予知訓練（KYT）の定期実施

(3) 健康管理と職場環境の整備

- ・長時間労働の抑制と休憩時間の確保
- ・熱中症・寒冷対策など季節リスクの周知
- ・ストレスチェックや健康診断結果の適切なフォロー
- ・5S 活動で働きやすい職場環境の維持

(4) 教育・研修の充実

- ・新入社員・中途社員の安全基礎教育の徹底
- ・年次の安全運転研修・事故防止研修の計画的実施
- ・事故・ヒヤリハット事例の共有と再発防止策の水平展開

(5) 法令遵守と管理体制の強化

- ・労働安全衛生法、道路交通法、貨物自動車運送事業法の遵守
- ・安全統括管理者・運行管理者・衛生管理者等による定期監査、点検と改善
- ・安全衛生委員会（または職場会議）による課題管理と改善推進

4. 経営者の責務

経営者は、安全衛生の確保に必要な資源（教育・設備・人員）を提供し、管理体制を整備するとともに、全従業員が安全第一で行動できる企業文化を醸成する。

5. 従業員の責務

すべての従業員は、安全規則と作業手順を遵守し、異常・危険を発見した際は速やかに報告し、自らの安全行動を徹底する。

6. 継続的改善

当社は PDCA サイクルに基づき、安全衛生水準の継続的向上を図り、地域社会から信頼される企業を目指す。

令和 7 年 4 月 1 日

信越定期自動車株式会社

代表取締役 社長 佐藤 輝一